

集团指導 介護療養型医療施設

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

- 1 指導・監査の実施について
- 2 介護療養型医療施設の主な文書指摘の内容
- 3 人員基準
- 4 運営基準

①勤務体制の確保等	②業務継続計画の策定等
③利用料等の受領	④指定介護療養施設サービスの取扱方針(身体的拘束等)
⑤栄養管理	⑥口腔衛生の管理
⑦看護及び医学的管理の下における介護	⑧衛生管理等
⑨掲示	⑩事故発生時の対応
⑪秘密保持	⑫虐待の防止

- 5 報酬関係
- 6 まとめ
- 7 主な法令等

1 指導・監査の実施について

<指導について>

「指導」

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者の質の確保・向上を図ることを主眼として実施する。

【実施方法】 ① 集団指導 ② 運営指導(一般指導・合同指導)

① 集団指導

介護保険法の趣旨・目的の周知、指定事務や介護報酬請求事務の説明等の講習を実施

1 指導・監査の実施について

②運営指導

(都道府県が行う運営指導)

【根拠法令】介護保険法

(帳簿書類の提示等)

第24条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

1 指導・監査の実施について

(区市町村が行う運営指導)

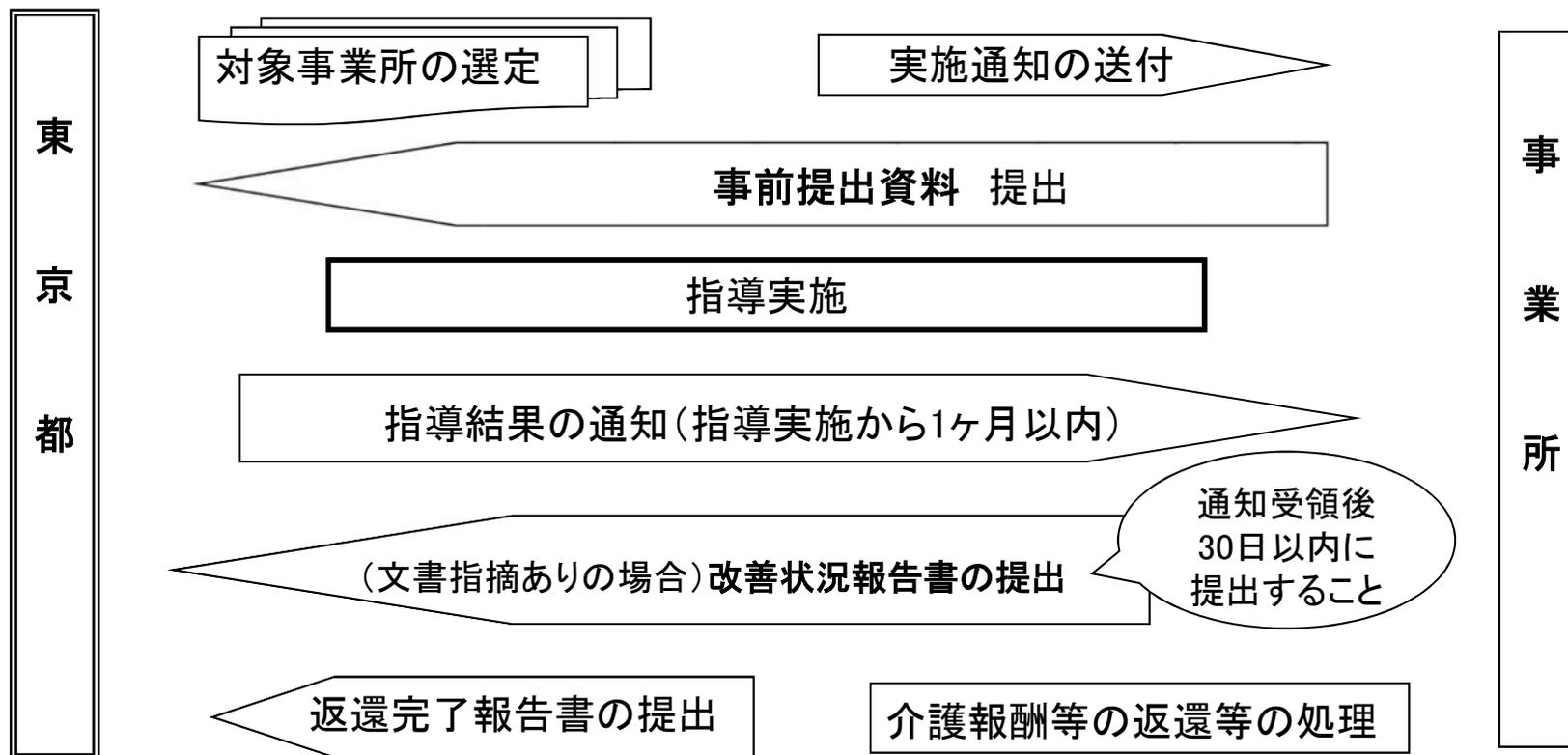
【根拠法令】介護保険法

(文書の提出等)

第23条 **市町村**は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

1 指導・監査の実施について

＜運営指導の流れ＞ 全体の流れ



* 指導結果及び改善状況を福祉局ホームページに掲載



1 指導・監査の実施について

◆自己点検票の活用について

自己点検票は、運営基準及び算定基準に係る各項目について各事業者が自主的に点検し、事業の適正な運営に資することを目的として、東京都が作成したものです。

自己点検票の提出は必要ありませんが、事業運営状況の確認を行うためにも、積極的な活用をお願いします。

1 指導・監査の実施について

「監査」について

「監査」

指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施する。

【根拠法令】(旧)介護保険法

(報告等)

第112条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

1 指導・監査の実施について

「勧告・命令等」について

〈介護療養型医療施設〉

【根拠法令】旧介護保険法第113条の2

(1) 勧告(行政指導)

都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が以下の場合に該当すると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、是正の措置をとるべきことを勧告することができるとしている。

- ① 法第110条第1項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合
- ② 法第110条第2項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合
- ③ 法第110条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

※ 期限内に「勧告」に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令(行政処分)

都道府県知事は、「勧告」に対して、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしている。

※「命令」を行った場合はその旨を公示しなければならない。

1 指導・監査の実施について

「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」(行政処分)について

都道府県知事は、介護保険法において定められている指定事業者の指定取消し等の要件に該当する場合には、指定事業者に係る指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

【根拠法令】(旧)介護保険法

(指定の取り消し等)

第114条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第48条第1項第3号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(略)

2 介護療養型医療施設の主な文書指摘事項

文書指摘事項
勤務体制を確保すること。 (勤務表を作成していない等)
身体拘束等の取扱いについて適正に行うこと。 (緊急やむを得ない理由を記載していない等)
秘密保持のために必要な措置を講じること。 (入院患者の同意を得ていない等)
事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 (事故発生後に区市町村に報告を行っていない等)
介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。

3 「人員基準」 ※入院患者数 対 従業者数

	療養病床を有する 病院	療養病床を有する 診療所	老人性認知症疾患療養病 棟を有する病院
医師	医療法に規定する数	1以上	医療法に規定する数
薬剤師	医療法に規定する数		医療法に規定する数
看護師又は准 看護師	6対1	6対1	(医療法施行規則第43条 の2の規定の適用を受ける 病院) 3:1 (上記の規定の適用を受け ない病院) 4:1
介護職員	6対1	6対1	6対1

3 「人員基準」

	療養病床を有する 病院	療養病床を有する 診療所	老人性認知症疾患療養病 棟を有する病院
理学療法士	実情に応じた適当数		
作業療法士	実情に応じた適当数		1人
精神保健福祉 士等			1人
栄養士又は管 理栄養士	病床数100以上で1人		病床数100以上で1人
介護支援専門 員	100対1(1以上)	1	100対1(1以上)

4 運営基準①「勤務体制の確保等」

<勤務表>

- ◆月ごと病棟ごとに作成を行うこと

- ◆日々の勤務時間を明確に記載すること

→人員基準を満たしていることが確認できるように作成すること

<研修の機会の確保>

- ◆介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

※認知症介護基礎研修を受講させるための措置については、令和6年3月31日までの間は努力義務



4 運営基準①「勤務体制の確保等」

＜セクハラ・パワハラを防止するための措置＞

- ◆ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- ◆ 相談に対応する担当者を定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

4 運営基準②「業務継続計画の策定等」

◆目的

感染症や災害が発生した場合にあっても、入院患者が継続して指定介護療養施設サービスの提供を受けられるようにするため

<業務継続計画の策定>

① 感染症に係る業務継続計画

- イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ロ 初動対応
- ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画

- イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ハ 他施設及び地域との連携

4 運営基準②「業務継続計画の策定等」

<研修>

- ◆感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと
- ◆定期的(年2回以上)な教育を開催すること
- ◆新規採用時には別に研修を実施すること
- ◆研修の実施内容を記録すること

<訓練>

- ◆業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行うこと
- ◆定期的(年2回以上)に実施すること

※令和6年3月31日までの間は努力義務

4 運営基準③「利用料等の受領」

＜規則で定める費用＞

- ①食事の提供に要する費用
 - ②居住に要する費用
 - ③入院患者が選定する特別な病室の提供に伴い必要となる費用
 - ④入院患者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
 - ⑤理美容に要する費用
 - ⑥指定介護療養施設サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費）
- ◆入院患者又はその家族に対し、当該指定介護療養施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得ること
 - ◆特に①～④については、文書により入院患者の同意を得ること

4 運営基準③「利用料等の受領」

＜その他の日常生活費＞

- ①入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ②入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ③健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
 - ④預り金の出納管理に係る費用
 - ⑤私物の洗濯代
-
- ◆利用者等又はその家族等の自由な選択に基づくこと
 - ◆利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得ること
 - ◆運営規程に対象となる便宜及びその額を定め、施設の見やすい場所に掲示すること



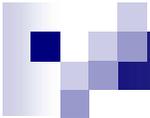
4 運営基準④「指定介護療養施設サービスの取扱方針（身体的拘束等）」

◆入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行わないこと

◆身体的拘束等を行う場合は、

①その態様及び時間②その際の入院患者の心身の状況③緊急やむを得ない理由

を主治医が診療録に記載すること



4 運営基準④「指定介護療養施設サービスの取扱方針(身体的拘束等)」

◆その他以下の措置を講じること。

- ①身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること(テレビ電話装置等の活用も可能)
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること

→基準を満たしていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。

4 運営基準⑤「栄養管理」

◆目的

入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、入院患者が自立した日常生活を営むことができるようにするため。

◆手順

- ① 入院患者の栄養状態を施設入所時に把握すること
- ② 医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
- ③ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録すること
- ④ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと

※基準を満たしていない場合、栄養管理に係る減算の対象となる

※令和6年3月31日までの間は努力義務

4 運営基準⑥「口腔衛生の管理」

◆目的

入院患者の口腔の健康の保持を図り、入院患者が自立した日常生活を営むことができるようにするため。

◆手順

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと
- ② ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入院患者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと
 - (1)助言を行った歯科医師 (2)歯科医師からの助言の要点
 - (3)具体的方策 (4)当該施設における実施目標
 - (5)留意事項・特記事項

※令和6年3月31日までの間は努力義務

4 運営基準⑦「看護及び医学的管理の下における介護」

＜入浴または清拭＞

◆一週間に二回以上、入院患者を入浴させ、又は清拭すること

＜褥瘡対策＞

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること

(例)

- ◆褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入院患者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価を行う
- ◆専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく
- ◆医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する
- ◆褥瘡対策のための指針を整備する
- ◆介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する

4 運営基準⑧「衛生管理等」

＜①感染症対策委員会＞

- ◆幅広い職種（例えば、当該施設の管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成すること
- ◆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと
- ◆入院患者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること

4 運営基準⑧「衛生管理等」

<②指針の整備>

①平常時の対策

- ・施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)
- ・日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)
- ・手洗いの基本 ・早期発見のための日常の観察項目

②発生時の対応

- ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、区市町村における施設関係課等の関係機関との連携
- ・医療処置・行政への報告
- ・発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制

4 運営基準⑧「衛生管理等」

＜③研修＞

- ◆感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
- ◆指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- ◆定期的(年2回以上)な教育を開催すること
- ◆新規採用時には必ず感染対策研修を実施すること
- ◆調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること
- ◆研修の実施内容を記録すること

4 運営基準⑧「衛生管理等」

<訓練>

- ◆感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること
- ◆定期的(年2回以上)に実施すること

※訓練については、令和6年3月31日までの間は努力義務

4 運営基準⑨「揭示」

- ◆ 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定介護療養型医療施設の見やすい場所に揭示すること
- ◆ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を揭示する趣旨であり、従業者の氏名まで揭示することを求めるものではないこと
- ◆ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入院患者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定介護療養型医療施設に備え付けることで揭示に代えることができること

4 運営基準⑩「秘密保持」

- ◆従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること

(例) 当該指定介護療養型医療施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く

- ◆居宅介護支援事業者等に対し、入院患者に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得ること

4 運営基準⑪「事故発生の防止及び発生時の対応」

＜①指針の整備＞

- ◆施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ◆介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ◆介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ◆施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ◆介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ◆入院患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ◆その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

4 運営基準⑪「事故発生の防止及び発生時の対応」

＜②事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底＞

- ◆介護事故等について報告するための様式を整備すること
- ◆介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、介護事故等について報告すること
- ◆事故防止検討委員会において、上記により報告された事例を集計し、分析すること
- ◆事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること
- ◆報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
- ◆防止策を講じた後に、その効果について評価すること

4 運営基準⑪「事故発生の防止及び発生時の対応」

<③事故防止検討委員会>

- ◆幅広い職種(例えば、当該施設の管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること

<④研修>

- ◆内容は、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指定介護療養型医療施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする
- ◆指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- ◆定期的な教育(年2回以上)を開催すること
- ◆新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること
- ◆研修の実施内容について記録すること



4 運営基準⑪「事故発生の防止及び発生時の対応」

<⑤担当者>

- ◆ 前述の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと
- ◆ 事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい

※ 基準を満たしていない場合、安全管理体制未実施減算の対象となる

4 運営基準⑫「虐待の防止」

◆目的

虐待の発生及び再発を防止し、入院患者の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため

＜①虐待防止検討委員会＞

- ◆管理者を含む幅広い職種で構成すること
- ◆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催すること
- ◆以下のような事項について検討し、そこで得た結果について従業者に周知徹底を図ること（次のスライドを参照）



4 運営基準⑫「虐待の防止」

- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する
こと
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・上記の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 運営基準⑫「虐待の防止」

＜②虐待防止のための指針＞

次のような項目を盛り込むこと

- ◆施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ◆虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ◆虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ◆虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ◆虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ◆成年後見制度の利用支援に関する事項
- ◆虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ◆入院患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ◆その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4 運営基準⑫「虐待の防止」

<③研修>

- ◆内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該介護療養型医療施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする
- ◆指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- ◆定期的な研修(年2回以上)を実施すること
- ◆新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること
- ◆研修の実施内容について記録すること

<④担当者の設置>

- ◆前述の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

※令和6年3月31日までの間は努力義務

5 報酬関係①介護給付費の算定

◆ 介護給付費算定の注意点

※算定に係る従業者の勤務状況や入院患者等の割合を常に把握しておくこと。

(例)

- ・定員超過、人員欠如状態になっていないか
- ・重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者、喀痰(かたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者、ターミナルケアを実施している入院患者の人数と割合を確認しているか

5 報酬関係②加算の算定

◆ 加算の算定における注意点

事前に加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておくこと

※要件の確認

→加算を算定する前には要件及び要件を満たしているかどうかを必ず確認！

※加算の意義

→加算の趣旨を考察

《加算を適切に算定していない場合、返還となります》

5 報酬関係③ 指摘事項例

<例1 退院時指導加算の算定について>

◆ 算定要件を確認

→入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、退院時に、当該入院患者等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に算定

◆ 算定の根拠書類を確認

→退院後の入院患者の生活場所が分かる書類

◆ 算定要件を満たしているか確認

→当該介護療養型医療施設退院後に別の介護保険施設に入所している

→返還

5 報酬関係④ 指摘事項例

<例2 理学療法に係る加算(注5)の算定について>

- ◆ 算定要件を確認

- 専従する常勤の理学療法士を2名以上配置

- ◆ 算定の根拠書類を確認

- 勤務表等

- ◆ 算定要件を満たしているか確認

- 理学療法士が2名勤務していない日に加算を算定している

- 返還



6 最後にくまとめ

- ◆ 法令・基準を見る習慣付け
- ◆ 各種計画に基づくサービス提供
- ◆ 記録・保存の必要性・重要性
- ◆ 加算の算定要件の確認及び意義の考察

⇒より良いサービスの心掛けをお願いします！！

7 主な法令等

◆条例

- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年6月27日条例第98号)

◆規則

- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成24年6月27日規則第112号)

◆要領

- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領(平成25年5月1日25福保高介第160号)

◆報酬基準等

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第21号)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)